

## お知らせ

文化財は地域の宝

### 文化財の防火訓練

昭和24年1月26日は、法隆寺金堂が火災に遭い、貴重な壁画が焼損した日です。

これを受けて、この日が「文化財防火デー」と定められました。貴重な文化財を火災から守るため、全国的に文化財防火運動が展開されます。市では、文化財の愛護と防火意識の高揚を図ることを目的に、防火訓練を実施します。

① 1月27日(日) 午前10時～11時

会 小木地区 宿根木集落内

② 訓練では実際にサイレンを鳴らします。火災とお間違えのないようお願いします。

③ 産業観光部世界遺産推進課

文化財室 文化財保護係

☎ 63-3195

### 物品の調達等

#### 入札参加資格者名簿に登録してください

市が発注する物品の購入や業務委託等の入札などに参加するには「物品の調達等入札参加資格者名簿」への登録が必要です。

この登録は2年ごとに更新されま

すが、「自動更新」ではありません。平成29・30年度の名簿に登録されていても、あらためて申請をしていた

だかなければ、競争入札や見積合わせに参加することができませんので、申請をお願いします。

④ 詳しくは、市ホームページ入札情報コーナーをご覧ください。お問い合わせください。

⑤ ⑥ 企画財政部財政課契約検査室 契約係 ☎ 63-5137

### スマホやタブレットで確定申告してみませんか

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のスマホ専用画面は、年末調整済みの給与所得者で医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告をされる方がご利用いただけるもので、スマホやタブレットで操作がしやすくなっています。

確定申告は、ぜひスマホ専用画面をご利用ください。

⑦ 佐渡税務署 個人課税部門

☎ 74-3276

### 税の障害者控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付します

所得税または市・県民税の申告をする際に障害者手帳の交付が無くとも、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けて、障害者控除を受けることができます。

⑧ 65歳以上の方（平成30年12月31日現在）で、介護保険の要介護（支援）認定を受けている方

⑨ 交付申請者の方の印鑑を持参の上、申請手続きをしてください。認定書の交付には1週間ほどかかります。すでに認定書の交付を受けており、現在も状態が変わっていない場合は、そのまま使用できます。

詳しくはお問い合わせください。

⑩・⑪ 認定書について

市民福祉部高齢福祉課 高齢福祉係

☎ 63-3790

または各支所・行政サービスセンター

所得税、市・県民税の申告について

総務部税務課 市民税係 ☎ 63-5110

### おむつ代の医療費控除を受ける方は「おむつ使用証明書」が必要です

傷病によりおむね6カ月以上の期間寝たきりで、医師の治療を受けている方のおむつ代は、所得税や市・県民税の申告の際に医療費控除の対象となります。

初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医療機関で発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代金の領収書」が必要です。

また、要介護認定を受けており、引き続き控除を受ける方は、申請手続きをお願いします。市で「おむつ使用証明書」に代わる確認書を交付します。

詳しくはお問い合わせください。

⑫・⑬ おむつ使用証明書について

市民福祉部高齢福祉課 介護保険係

☎ 63-3790

または各支所・行政サービスセンター

所得税、市・県民税の申告について

総務部税務課 市民税係

☎ 63-5110